

2018年11月26日

殿

新石岡市を考える市民の会
代表 杉本 美江
連絡先 石岡市石岡 4439-2
0299-22-6245

原子力規制委員会の東海第2原発再稼働延長「認可」にあたって 原子力災害対策「広域避難計画」についての公開質問状

今月末に運転開始から40年を迎える東海第二原発は、本来であれば廃炉になるはずの老朽施設です。東日本大震災であわやの大惨事に至るほどのダメージを受け、以来7年半も止まった状態であるにもかかわらず、今月7日に原子力規制委は問題だらけの新規制基準（難燃性ケーブル使用の基本を無視など）で20年運転延長を「認可」しました。

一方で現在、県内44市町村のうち29にのぼる議会で再稼働に反対する意見書を採択しています。

（趣旨採択議会を含めると34市町村）住民を代表する議会の採択が示すように民意は決して再稼働は望んでいないにもかかわらず、着々と20年延長へと突き進む原電の実態に、私たちの将来への不安はいっそう深まるばかりです。

このような中、原電と新協定（事前了解権）を結んだ6市村の首長の方々をはじめ、住民の命と暮らしを守る県内すべての首長の方々にぜひ以下の問題についてお考え伺いたく質問書を出すことにしました。ご多忙のところ恐縮ですが12月8日までにFAX（0299-22-6245）にてご回答をお願いいたします。なおご回答につきましては記者會見などで公表する予定です。

原子力災害対策「広域避難計画」の実態について

住民にとって最大の不安・心配は絶対安全といわれてきた原発に事故が起きた（東海原発はこれまでも事故を起こしている）時どうするのかということです。そのための「避難」がどのように行われるのかということです。一市民として調べたところ、国県の示す原子力災害対策「広域避難計画」には以下の問題があることに気が付きました。

OIL：住民防護措置（避難など）の判断基準について

1. 原子力災害対策「広域避難計画」ではUPZ地域（原発より30Km以内で緊急防護措置準備区域）において避難（一時移転）することを決定する目安は次のようになっています。

参考出典：原子力災害対策指針 <http://www.nsr.go.jp/data/000024441.pdf>

①原子力施設事故に伴う汚染度合いの最も高い地域【OIL1】の場合の値を500 μ Sv/h以上として数時間内に避難する。

この場合たった2時間で1年間の許容限度1mSvを超える中を被爆しながら避難することになります。

②①に次ぐ汚染地域【OIL2】の地域は20~500 μ Sv/h未満の被ばく量の地域。

この場合は1週間程度を目安に一時移転（避難）を実施する。

これは1週間も屋内退避を余儀なくされ、その後その線量の中を一時移転することになります。

③20 μ Sv/h未満は屋内退避を続ける。

この場合、外部からの物資補給は基本的にない中で生活を強いられ、仮に自治体職員などが物資輸送を行う場合、関係者が被爆を伴う職務命令が発せられることも考えられます。

※ 屋内退避・・・ドア、窓、換気扇などを閉める。外部との空気の流通を遮断。（もちろんエアコンなど×）しかしH15年に改正建築基準法が施行され、換気設備設置の義務づけなどもあり生活環境に「換気は必ず必要」である。

以上①②③と被ばく量に応じた避難計画を示しましたが、いずれにしても”必ず被爆する”ことを前提にした計画です。

設問

(1) こうした広域避難計画の内容をご存知でしたか？

回答： A. 知っていた B. 知らなかった C. その他

(2) この計画で住民の安全・健康は守れると思いますか？

回答： A. 守れると思う B. 守れると思わない C. わからない
D. その他_____

この広域避難計画内容について、お考えをお聞かせ下さい

(3) あなたは東海第二原発の再稼働に賛成ですか、反対ですか？

回答： A. 賛成 B. 反対 C. その他・ご意見

ご氏名_____

(注) 10/17 産経新聞の記事

<https://www.sankei.com/life/news/181017/lif1810170043-n1.html>「被爆線量 100 ミリシーベルト以内に 原子力規制委、事故時の住民避難計画の目安明確化」には避難基準が 1 週間に 100 ミリシーベルト以内を目安にすると決定した、との情報があります。これは政府が定めた年間許容限度の 100 倍になるまで避難はしないこととなります。しかし、11/25 現在規制委員会が発表している指針には変更はみとめられませんので避難目安の値は出典元記載の数値を引用しています。

ご協力ありがとうございました。